

令和7年度 湯梨浜町会計年度任用職員募集要領（随時募集）

●募集期間 随時

※それぞれの職種の定員に達し次第、募集を終了します。予めご了承ください。

●選 考 随時

1. 募集職種・採用予定人数・任用条件・職務内容等

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項に基づき、一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）内を任期として任用される一般職の非常勤職員です。任用される職種により、勤務先、任用形態、任用期間などが異なります。詳細は、別紙「湯梨浜町会計年度任用職員募集職種表（随時募集）」をご確認ください。

2. 任用年月日 令和7年10月1日以降 随時（※各月の1日）

3. 任用期間等

- （1）任用年月日から令和8年3月31日まで。
- （2）従事する業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがありますが、令和7年度採用の場合、最長で令和8年3月31日まで。その後も業務が継続される場合は、再度採用試験を実施します。

4. 受験資格

- （1）原則、通勤可能な方で、年齢、性別は問いません。
- （2）地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 湯梨浜町職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- （3）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日までにこの資格を取得する見込みの人に関限り受験できます。日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務には就くことができません。

5. 申込方法

町指定の申込書と履歴書に必要事項を記入し、湯梨浜町役場総務課又は東郷・泊支所の各窓口へ提出してください（郵送可）。申込書と履歴書は、役場総務課と各支所窓口に備え付けてあります。また、湯梨浜町ホームページから取得することもできます。

※資格が必要な職種は、証明できる書類を提出してください。

6. 選考方法

個人面接試験を実施します。日時は申込者と協議の上、決定します。なお、試験には一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、合格者なしとなる場合があります。

選考の結果は、面接後 10 日以内に受験者全員に文書にて通知します。

7. 勤務条件

報酬	常勤職員の給料表をもとに、職種ごとに算出します。 給料表の改定等により報酬額が変わる場合があります。
期末手当 勤勉手当	<u>任用期間が6月以上</u> で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員を支給対象として、6月及び12月に支給します。 ※在職期間により支給割合が異なります。
通勤費	費用弁償として、通勤方法及び通勤距離により決定し、支給します。
休暇	勤務日数及び継続勤務期間に応じて年次休暇を付与します。 ※所定の要件を満たした場合、その他の特別休暇（有給・無給）も取得できます。
社会保険	勤務条件により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害（勤務場所によって労災保険）が適用されます。 【健康保険・厚生年金加入要件】 ①週の所定労働時間が20時間以上 ②月額 88,000 円以上 ③継続して2ヶ月を超えて雇用される見込みがあること ④学生でないこと 【雇用保険加入要件】 ① 週の所定労働時間が20時間以上 ② 継続して1ヶ月を超えて雇用される見込みがあること
服務	任用期間中は、一般職の公務員として、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限。争議行為等の禁止が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

8. その他

- (1) この試験により収集した個人情報は、採用手続き以外には使用しません。
- (2) 申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。
- (3) 申込書類の記載事項に虚偽等があった場合、受験が無効となる場合があります。

【問合せ・郵送先】

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

湯梨浜町役場 総務課 人事給与係

電話 0858-35-3112